

派遣職員の募集について

一般財団法人 地域創造への派遣について

- ・ 派 遣 先 (一財) 地域創造
- ・ 派 遣 期 間 令和3年4月1日～令和5年3月31日 (2年間)
- ・ 募 集 人 員 1名
- ・ 募 集 基 準 一般事務の主任職又は主事職で勤続7年以上、かつ、令和3年3月31日現在、概ね35歳までの職員
- ・ 募 集 期 限 等 令和2年11月24日(火)までに各所属の部長を通じて、総務部職員課へ申し込む。
- ・ 派 遣 の 決 定 希望者との面談及び所属課長等の意見を参考にし、総務部職員課が派遣職員を決定する。
- ・ 勤 務 条 件 財団と市の協定による。
 - (1) 併任(狛江市での職を保有するが、職務には従事しない。)
 - (2) 給与は、派遣先の関係規定を適用し、派遣先から支給する。
 - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣先団体の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を適用する。

なお、年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し通算する。
 - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
 - (5) 旅費は、派遣先団体の「職員の旅費に関する条例」を適用する。
 - (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
 - (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
 - (8) 公務災害補償は、派遣先団体がその負担において行う。
 - (9) 健康診断は、派遣元団体が行う。
 - (10) 派遣元が実施する研修の参加については配慮する。
 - (11) 分限については、協議の上派遣元団体が行い、懲戒については、両者協議してそれぞれ行う。